

## 働き方改革実現のため

### 働き方・休み方改善コンサルタントを利用しませんか

残業時間の削減、年次有給休暇等の取得促進のため、労働時間・休日の制度を見直し、多様な働き方を導入するなど、働き方を見直す取組を広く「働き方改革」といいます。

「働き方改革」により、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現ができれば、社員にとっても会社にとっても大きなメリットをもたらします。

#### こんなとき

- 社員の健康管理のため、長い残業時間を減らしたい
- 労働時間管理の具体的な方法を知りたい
- 変形労働時間制やフレックスタイム制の導入方法がわからない
- 年次有給休暇を計画的に付与する方法を知りたい
- 労働時間や休日について就業規則の見直しをしたい など



コンサルタントが無料の出前講習会を行います！  
コンサルタントによるアドバイスや資料提供を無料でを行います！

#### 出前講習

コンサルタントが会社へ赴き、講習会を開きます。管理職向けや一般従業員向けなど、様々なメニューを用意しています。

#### 出張相談

コンサルタントが訪問し、会社の状況をお伺いしたうえで、その会社の実情に合わせた適切なアドバイスを行います。

※コンサルタントは是正指導を目的としたものではありませんので、お気軽にご利用ください。相談内容の秘密は厳守されます（情報が監督署等の他の機関に渡ることはありません）。



お申込み・お問い合わせ  
三重労働局 雇用環境・均等室  
TEL:059-226-2110  
FAX:059-228-2785

# コンサルティング申込書

三重労働局 雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2

FAX: 059-228-2785

(申込日) 平成 年 月 日

三重労働局 雇用環境・均等室 宛

働き方・休み方改善コンサルティングを以下のとおり申し込みます。

会社名			
所在地	〒		
業種 (事業内容等)	業 〔 〕	労働者数	正社員 人 それ以外 人
担当者	部署	職名	
	氏名		
	電話	( )	Fax ( )

希望 コース	1 出前講習会……コンサルタントが事業場に赴き、講習会を開きます。 単独の事業場でも可能です。対象は管理職から一般労働者の方まで。会場のご用意をお願いします。	対象者	参加人数	約 名
	2 個別コンサル……コンサルタントが事業場に赴き、経営者、労務管理担当者等の方々から個別にご相談をうかがい、アドバイスや資料提供を行います。相談や助言の内容・その結果に関する情報が、監督署等の他の機関に渡ることはありません。			
相談事項	<input type="checkbox"/> 労働時間制度	<input type="checkbox"/> 長時間労働の是正		
	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇取得促進	<input type="checkbox"/> 非正規雇用の処遇改善		
	<input type="checkbox"/> 賃金引き上げと労働生産性の向上	<input type="checkbox"/> 人材育成、教育		
	<input type="checkbox"/> テレワーク等、柔軟な働き方	<input type="checkbox"/> 高齢者の就業促進		

※申込後、コンサルタントからご担当者様へ日程調整等のご連絡をさせていただきます。

## ○申込方法等

申込書にご記入の上、三重労働局 雇用環境・均等室までFAXまたは郵送でお申し込み下さい。

なお、FAXでお申し込みの際は、個人情報漏洩防止のため、誤送信には十分ご注意下さい。